

13 医 療 課

(1) 指導監査課及び近畿厚生局管轄区域内の府県事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督

① 概要

医療課は、健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督及び保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導・監査等の事務等の業務を取り扱う近畿厚生局指導監査課及び近畿厚生局管内の府県ごとに設置された事務所に対して、事務の指導及び監督を行っています。

(2) 国の開設する病院等の開設承認等

① 概要

病院、診療所、助産所を開設しようとする場合は、医療法に規定する医療従事者の人員配置や建物設備等の構造設備の基準を満たして、都道府県知事の許可を受けなければなりません。開設後に変更する場合も同様です。

ただし、国（国とみなす国立大学法人、独立行政法人等を含む）の開設する病院等は、都道府県知事の許可に替えて、厚生労働大臣の承認を受けることとされています。近畿厚生局では、これら国の開設する病院等の開設や開設承認事項の変更の申請等の承認、通知の受理を行っており、併せて開設、変更に伴う構造設備の使用前の立入検査を実施しています。

② 実績等

	23 年度	24 年度	25 年度
開設の承認	0 件	0 件	0 件
開設承認事項の変更の承認	263 件	168 件	202 件
構造設備の使用の承認	228 件	142 件	179 件
通知の受理	162 件	118 件	178 件

(参考) 国の開設する病院等数(平成 26 年 3 月 31 日現在)

	管内計	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
病 院	35	3	3	7	9	8	2	3
診 療 所	84	4	7	20	22	21	7	3
計	119	8	9	27	31	29	9	6

(3) 特定機能病院にかかる医療監視業務

① 概要

医療機関への立入検査（いわゆる医療監視）業務は医療法第 25 条の規定に基づき、医療機関が法令により規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かを検査し、不適正な場合は指導等を通じて改善を図り、良質で適正な医療が国民に提供されることを目的として、厚生労働省・都道府県・保健

所を設置する市、又は特別区が行うこととされています。

近畿厚生局では、同法同条第 3 項の規定に基づき、特定機能病院への立入検査を実施しています。

(特定機能病院)

特定機能病院とは、平成 5 年の第二次医療法改正により制度化された医療機関の機能区分で、医療法第 4 条の規定により、

- ア 高度の医療を提供する。
- イ 高度の医療技術の開発・評価を行う。
- ウ 高度の医療に関する研修を行わせる。

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備が厚生労働省令で定める要件に適合する、病床数 400 床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

② 実績等

・近畿厚生局所管の特定機能病院 (H26. 3. 31 現在)

15 病院

府県名	病院名称	所管保健所等名
福井県	福井大学医学部附属病院	福井健康福祉センター
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院	大津市保健所
京都府	京都大学医学部附属病院	京都市左京保健センター
	京都府立医科大学附属病院	京都市上京保健センター
大阪府	大阪医科大学附属病院	高槻市保健所
	関西医科大学附属枚方病院	枚方保健所
	大阪大学医学部附属病院	吹田保健所
	国立循環器病研究センター	吹田保健所
	大阪市立大学医学部附属病院	大阪市保健所
	大阪府立成人病センター	大阪市保健所
	近畿大学医学部附属病院	富田林保健所
兵庫県	神戸大学医学部附属病院	神戸市保健所
	兵庫医科大学病院	西宮市保健所
奈良県	奈良県立医科大学附属病院	桜井保健所
和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市保健所

・特定機能病院立ち入り検査実績

	23 年度	24 年度	25 年度
立入検査の実施病院数	15 病院	15 病院	15 病院